

# 鹿屋市建築工事等の情報共有システム活用要領

## 1 趣旨

鹿屋市発注の建築工事等において、受発注者の業務効率化及び目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

## 2 対象工事

- (1) 鹿屋市発注の建築工事及び設備工事のうち「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が5,000万円以上の工事を対象とする。
- (2) 前号の工事に係る工事管理業務委託、及び同号の工事に関する工事について、発注者が指定する工事についても対象とする。
- (3) 対象工事であっても、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (4) 対象外の工事又は業務委託であっても、受注者が希望した場合は、受発注者協議の上、対象とすることができる。

## 3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

## 4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は見積書等により算定し、共通仮設費に積み上げる。
- (2) 受発注者協議の上、対象外とする場合又は受注者の希望により対象とする場合は、設計変更にて対応する。

## 5 システム利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、監督員及び主任監督員に加え、処理状況、変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人及び監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況、変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

## 6 その他

この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。